

大谷大學藏
四帖疏
假名書觀門義について

藤原幸章

はしがき

現行『般舟讚觀門義』の奥に附する跋文(惠香寺空覺作西山全堂 第四卷一三九頁以下)に徴すると、西山證空上人の著『觀門要義鈔』四十餘卷は、もと和文假名書體のものであつたが、上人の没後間もなく殆んど散佚してしまつたのである。然るにその後洛北市原惠香寺の中興空覺師が、小倉山二尊院の寶庫に於て般舟院開基沙門惠篤なるものゝ手寫本を發見し、後世に傳へんとして寛文十一年(二三三二)和文を態々漢文體に翻譯して、現行の如く版に附するに至つたのである。〔註一〕

斯くてこれより後は空覺師鏤刻の奇型的なる『漢文體觀門義』のみ行はれて、その原本たる『假名書觀門義』は全く流行を絶ち、西山教義の研究者をしていたく浩歎せしめてゐたのである。然るに幸にも近年坂本西教寺の經藏より『觀念法門觀門義』(二卷)『往生禮贊觀門義』(五卷)の假名書原本が發見せられ、〔註二〕ついで復、大谷大學圖書館より學徒の永

らく渴望せる惠篤傳寫の奥書をもつ、『四帖疏觀門義』の假名書本十一冊も見出され、更に又、西山専門學校教授石黒觀道氏の許に『般舟讚』の假名鈔(上卷のみ、現行本第四卷初めまで、西全4¹⁰⁶、a13行)を御祕藏ある等、續々學界に觀門義研究の新好資料を提

供したることである。而してこの内『觀念法門觀門義』は、既に西山全書の別卷第一にその全文並びに解題を載せてゐる

ことであるから、これについては暫く措き、又『禮讚』並びに『般舟讚』の觀門義については更に後日を期することとして、今は谷大所藏にかゝる『四帖疏假名書觀門義』のみにつき卑見の一端を叙し、以つて宗學研究の一助に供したいと思ふ。

谷大本の現型

大谷大學圖書館に藏する『四帖疏假名書觀門義』はもと江州大通寺（現在の太谷派長濱別院）の所藏にかかり、後に高倉大學寮に寄托せられたものであるが、その體裁を紹介すると、本書は和綴一部十一冊よりなり、概ね整然たる楷書體を以つて書し、一丁十行一行約二十四、五字を列ね、宛も現今の四六倍判本とその方寸を同じうしてゐる。而して本書は各卷共にその外題並びに選號を缺けども、内題及び標擧は殆んどこれを各卷に附し、又その本文中には所々に證空上人の『觀門義』講述の日附及び場所を記入してゐる。更に又『序分義』第一卷を除く外は、各卷何れも『沙門惠篤』の署名、並びに本書傳寫の年時及び場所を附記し、又その調卷も現行漢文體の『觀門義』とその形式を同じうしてゐるのである。斯くの如く本書は各卷に『沙門惠篤』の奥書を識し、更にその調卷を現行本と同じうするとはいへ、『序分義』第一卷の卷中には「異本云惠篤私云……」と記し、又『玄義分』第三卷の奥書の如きも後に論ずる如く惠篤の年齢を誤記してゐるから、明かに後世の寫傳本であつて、寛文年間空覺師發見の惠篤自筆本ではないのである。然しながらそれは兎に角として不幸にも本書は已に殆んどその半數を缺いてをり、その附する所の内題、標擧も現行本のそれと形式を異にしてゐるのである。今これが存缺及び内題標擧等の現型を示して、現行本（西山全書第三

卷所收)と對照せしむると左の如くである。
(は現行西全本の標舉及内題を示す)

(卷別) (谷大本) (現行本) (谷大本紙) (數及卷別)
(標舉) (標舉) (内題) (内題) (現行本) (現行本)

I 『玄義分』

第一卷 首偈自 (至從) 觀經玄義要義釋觀門義鈔卷第一 (四一紙)

第二卷 序釋宗說 (至從) 序 (至從) 觀經玄義要義釋觀門義鈔卷第二 (三二紙)

第三卷 定諸道 (至從) 定 (至從) 觀經玄義要義釋觀門義鈔卷第三 (二九紙)

第四卷 (至從) 別 (至從) 觀經玄義要義釋觀門義鈔卷第四 (五九紙)

第五卷 (至從) 得 (至從) 觀經玄義要義釋觀門義鈔卷第五 (同)

II 『序分義』

第一卷 五證化 (至從) 證 (至從) 序 (至從) 觀經序分要義釋觀門義鈔卷第一 (四〇紙)

第二卷 (至從) 禁 (至從) 母 (至從) 緣 (至從) 觀經序分要義釋觀門義鈔卷第二 (同)

第三卷 (至從) 厭 (至從) 淨 (至從) 緣 (至從) 觀經序分要義釋觀門義鈔卷第三 (同)

第四卷 顯示 (至從) 顯 (至從) 行 (至從) 緣 (至從) 序 (至從) 觀經序分要義釋觀門義鈔卷第四 (四三紙)

III 『定善義』

卷第四) 四三紙一冊

IV

『散善義』

第一卷	(日上)	觀頭	(觀經定善要義釋觀門義鈔卷第一)
-----	------	----	------------------

第二卷	(從水上)	觀末	(同)	卷第二
-----	-------	----	-----	-----

第三卷	(從地寶)	樓	(同)	卷第三
-----	-------	---	-----	-----

第四卷	(從像華)	觀座	(同)	卷第四
-----	-------	----	-----	-----

第五卷	(從勢真)	至觀	(同)	卷第五
-----	-------	----	-----	-----

第六卷	(從維普)	觀觀	(同)	第六
-----	-------	----	-----	----

第一卷	(盡心)	至	散一	(觀經散善要義釋觀門義鈔卷第一)	一九紙一册
-----	------	---	----	------------------	-------

第二卷	(從深)	深末	散二	(同)	卷第二	三六紙一册
-----	------	----	----	-----	-----	-------

第三卷				(同)	卷第三
-----	--	--	--	-----	-----

第四卷	(從上品中生)	中中下	散四	(同)	卷第四	三四紙一册
-----	---------	-----	----	-----	-----	-------

第五卷	(從下三品)	至得益分		(同)	卷第五
-----	--------	------	--	-----	-----

第六卷	(從流通分)	至者闍會	散六	(同)	卷第六	二四紙一册
-----	--------	------	----	-----	-----	-------

假名書觀門義について(藤原)

右の内谷大本の『序分義』第一卷はその終りの釋を途中から缺いてをり(西全第三卷一三七頁上段三行目)又内題、標舉についていふと、上記の如く谷大本は現行本とその表現形式を異にしてゐるのみならず、更に現行本とは反對に標舉が内題に先行して識されてゐるのである。即ち谷大本は各卷共に開卷劈頭先づ一部の標舉を記し、次に内題を載せてゐるのであるが、現行本は逆に内題、標舉の順序を以つて識されてゐるのである。(今は便宜上現行本も谷大本の順序に準せしめて記した)而して現行本に見ゆる整然たる標舉は、後に記す如く、そのまゝ大部分が谷大本各卷の奥書中に載せられてゐるのである。即ち現行本の標舉は谷大本の現存十一冊中『序分義』第一卷及び『定善義』第六卷を除く外の各卷の奥に識してゐるものと、殆んど大同小異乃至は全同してゐるから、或は空覺師が上梓するに當つて、この谷大本の奥に出するものを更に整備して現行本各卷の始に、その標舉として出したものではなからうかとも思はれる。

ともあれ右の如くこの谷大本が約その半數を失つてゐるといふことは、何としても遺憾なことである。然し乍らこれあることにより吾人はその奥書よりして本書の流傳關係を、文中記入の日附よりしてその成立年時を窺知し得るのであるが、更に現行本と比較して兩本の同異出沒の考證、現行本の補訂もなされ得るのであるから、本書の存在價値たるやまた大なるものがあるといはねばならぬ。よつて以下更にこれらの諸點につき些か卑見を述べ、敢て識者の叱正を仰ぎたいと思ふ。

谷大本の流傳關係

先に一言せる如く本書には『序分義』第一卷を除く外は各卷に「沙門惠篤」の奥書を附してゐるから、これによつ

て吾人はかの現行『般舟讚觀門義』の奥に附する空覺師の跋文の記述以外に、更に『四帖院觀門義』の流傳關係を窺知し得ると共に、又空覺師の跋文に於ける幾多の誤謬をも訂正し得るのである。今煩はしくはあるが、各卷の奥書を抄出すると次の如くである。

(1) 『玄義分』第一卷

出(書?)本
建武元年五月七日以玄觀上人自筆之本一校了但文字和漢以外相違仍任大概校之而已書寫之本ハ觀一房本也

什 惠 在 判

玄一從觀字
僞畢

五 帖 之 内

文安二年卯月十八日於備中州中奥(興?)寺書寫畢

沙 門 惠 篤 生才
卅四

一校畢

文安四年十一月二十六日蒙辨定長老許免於西山本房西寮 一校畢殊更今日上人(證空) 御忌也日出清淨有戒者

乃獲聞正法經文ニヨテ先世宿習誠哉悲涙難禁囑乎慧篤以非修非學之身此賣珠入手事无宿世見諸佛即能信此事之往因者爭如此之成大利而已

或云 玄五 序八 定十 散七 觀六 禮八 舟七 五十一

(2) 『同』第二卷

建武元年五月十六日雨中於病床一校了玄觀上人自筆本ト文字等不同也任大概校合之而已

假名書觀門義について(藤原)

文安二年卯月廿二日午剋於備中州中興寺書寫畢

沙門惠篤卅四歲

玄二從序題至說人

即時一校畢

文安四年十一月廿七日於西山本房西寮一校畢當山上人御自筆ニテ

(3) 『同』第三卷

建武元年五月廿七日於花臺中房以玄觀上人自筆之本一校了

玄三從定散門至道理破

五帖之內

文安二年卯月廿五日於備中州中興寺南寮書寫畢今日慈父了妙禪門之月忌也願資彼菩提自佗共同成佛道而已

文安四年十一月廿八日於西山本堂以自筆御本一校畢

欣求淨土沙門惠篤卅四歲

(4) 『同』第四卷

玄四從返對門至別時意

五帖之內

文安二年卯月廿八日於備中宮內中興寺書寫畢

欣求淨土沙門惠篤卅四生才

南無阿彌陀佛

即一校畢

文安四年十一月廿九日於西山本房西向寮已剋於燈下一校畢

當山上人御自筆ニテ

(5) 『序分義』第一卷

奥書を缺く

(6) 『同』第四卷

序下末
顯行已下

文安二年五月九日於備中宮内中興寺南寮書寫畢

南無阿彌陀佛

即一校畢

文安四年十二月四日於西山本堂時處以上人自筆御本一校畢

(7) 『定善義』第四卷

定中末
花座像觀

文安二年五月十七日於備中山内顯密寺客寮書寫畢

假名書觀門義について(藤原)

四帖之内

欣求淨土沙門惠篤
生才
卅四

六帖之内

欣求淨土沙門惠篤

一〇七

南無阿彌陀佛

一校畢

文安四年十二月七日於西山本房西寮以上人自筆之御本一校畢

(8) 『同』第五卷

文安五年五月十八日於西山寶性院出功畢

餘帖於備前書寫之然而此帖關間只今於當山終功畢殊更第九第十第十一三尊觀也依未來衆生當云何觀無量壽佛及二菩薩請所說觀故在世之韋提證得往生ヲナシク依三尊功德即悟無生無疑者歟

欣求淨土沙門惠篤

文安

翼月一校畢

(9) 『散善義』第一卷

散上頭
散至心

文安二年五月廿二日於備中宮內中興寺南寮書寫畢

六帖之内

南無阿彌陀佛

欣求淨土沙門惠篤

文安四年十二月八日於西山本堂時處以上人自筆御本對禎公上人一校畢

(10) 『散善義』第二卷

散上末
深心

六帖之内

御抄表紙

花嚴經云一見彌陀佛無邊功德身若真像畫像決定生極樂 真像者造像等 私云金色形像歟

文安二年五月二十四日於備中宮内中興寺南寮西書功畢

欣求淨土沙門慧篤

南無阿彌陀佛

即一校畢

文安四年十二月九日於西山上衍院以上人御自筆本對壽禎上人一校畢

惠篤

(11) 『同』第四卷

散中末 從上品中生
中三品畢

六帖之内

文安四年六月三日於馬路山明王寺竹林房書寫畢此間根本大師忌八講中不得寸暇然而謹書功畢

欣求淨土惠篤

生冊六
法廿一

例時阿彌陀經稽古在之以余暇一校畢

同年十二月十九日於西山本房西寮以上人自筆御抄校合畢

惠篤

假名書觀門義について(藤原)

一〇九

〔12〕『同』第六卷

散下末
流通已下

文安四年六月十四日於馬路山明王寺竹林房例時稽古之余暇書寫畢

六帖之内

欣求淨土惠篤

即校畢

文安四年十二月廿一日於西山上衍院上人御自筆本對壽禎上人校合畢

惠篤

上記の各奥書中特に(1)(2)(3)によると、本書は始め著者證空上人の没後約九十年を経て建武元年(一九九六)に至り、〔註三〕什惠なるものが〔三鈔寺第十一世什空〕觀〔源舜と號す、本山義祖康空示導の弟子〕一房〔註四〕の〔導の弟子〕仁空〔實導と同門〕實導〔示導の師〕として淨寫校合しをけるものを、更に約百年の後文安二年より同四年にかけて〔三〇一七〕伏見般舟三昧院の開基慧篤〔師が備中中興寺、顯密寺、明王寺等に於て轉寫せるものであり、而もこれを以つて慧篤師は更に文安四年の末自ら西山三鈔寺に登攀し、當時の長老辨空示鏡〔第十二世〕の許免の得て、壽禎なるものと共に當時同寺に所藏せる證空上人自筆の『觀門義』と對校せる誠に權威ある書寫本なることが窺はれる。而してこの中唯『定善義』第五卷のみはその奥書(8)の示す如く、餘帖に反して文安五年五月(三〇一八)西山寶性院に於いて書寫せるものなることを知り得るのであるが、奥書の文勢よりして恐らく此の卷のみは、本書の底本たる建武元年書寫の什惠本にも缺漏してゐたもの、如く、又三鈔寺所藏の證空自筆本との對校事實の有無も、何等記すところがないから全く

不明である。

左の如くこの谷大本はまことに權威あるものであるが、然しながら本書は前述の如く後世の寫傳本であつて惠篤師の自筆書寫本の一部なりとは見做し難いものである。けれども本書は上記の奥書を附する點よりして、少くとも空覺師の鏤刻せる現行漢文體『觀門義』の底本たる惠篤書寫本の傳寫であることは確かであるから、以て谷大本の價值を窺ふに充分であらう。而してこのことは上記谷大本の奥書を以てかの空覺師の跋文に對照することにより、更に力強く肯定することが出来る。よつて今該跋文を抄出して谷大本の奥書に對應せしむると次の如くである。

(前略)祖師製書四十餘卷。名觀門要義。是即安心起行之二也。此書講談者。從建保癸酉至元仁甲申。不一日而止。其講處且多也。終晝講說。通夜記得而。書假名字述其理。使人易通曉。惜哉。上人尊筆。頗多脫簡闕略而。纒支流餘裔而十而餘其三。五耳。其末孫圓慈。(慧篤)自騰寫而留後代。後見之者。皆當悟自性。離生死。蒙聖衆之引接。又卷々楮尾每與書。備中竹原庄。馬路山明王寺。竹林房。同州山内顯密寺。同宮内中興寺。亦備前信光寺。野田願福寺。豐原庄岡福寺。祖師之書於此處得寫。然後圓慈。年齡三十有七而。攀登於西山之本房。於上行院室。以祖師之眞筆之本。命壽觀上人。令校正畢。誠哉。此與書。何人可懷疑乎。信心可敬。惠篤師之筆跡。應永正長之比也。乃至爰末資惠篤。復舊例。殊爲王候之師。後土御門院國師而。授戒蓮社之交親切也。乃至明應元年八月九日八十一而寂矣。乃至祖師講此書處甚多。不在一國一郡。攝家。攝籙。(以下三十五ヶ所を擧ぐ)堤内殿下領。此其祖師之講解地也。

(下略)

寛文辛亥仲春日

假名書觀門義について(藤原)

洛北山住釋空覺

一一一

右の空覺の跋文と前記谷大本の奥書とを對檢するに兩者の記述は大體に於いて一致するけれども、なほそこには次の如き幾多の重大なる相違が発見せられるのであるが、これによつて吾人は空覺の跋文に見らるゝ記述以外の事實、並びに跋文中の謬説も明確に指示せしめられるのである。即ち、

I 空覺の跋文には彼の發見せる惠篤の書寫本については、その底本の存否に關して一言も言及してゐないのであるが、谷大本の奥書によると上述の如く惠篤書寫の『四帖疏觀門義』には、建武元年書寫の什惠本てふ底本が存在し、更に又この什惠本には觀一(底本)玄觀(校本)兩本の存せし事實を記してゐるのである。よつて寛文年間二尊院に於いて空覺の發見せる書寫本も、谷大本と同じく惠篤の手になれるものなる點よりして、恐らく谷大本の奥書に見らるゝと同一の系統に屬するものならんと想像されるのである。即ちこのことは現行本の跋文の前に

本云建武二年七月五日。於北尾往生院中坊。密々書寫畢。

等と、谷大本『玄義分』第一卷の奥書(1)と同じく、建武年間の年月日を記載してゐるものよりしても、明らかに首肯せられるところであらう。たゞ兩本の記載年時が、谷大本には「建武元年」とあり、現行本には「建武二年」とあつて一致しない點については、前者は『玄義分』第一卷の書寫年時を示したものであり、後者は恐らくその記載箇所より推して、『般舟讚』の書寫年時を指示せるものと思はれるから、寧ろ斯くあるのが當然であらう。

II 次に空覺の跋文には惠篤師の西山上行院登攀の事實を記して、

然後圓慈。年齡三十有七而。攀登於西山之本房。於上行院室。以祖師之眞筆之本。命壽觀上人。令校正畢。

等と述べ、惠篤三十七歳の時のこととし、而も惠篤はこの時自ら手を下さず壽觀上人に命じて證空上人の自筆本と校合

せしめたる如くに記してゐるのである。然るに谷大本の奥書中、『散善義』第六卷(12)には

文安四年十二月廿一日於西山上行院上人御自筆對壽禎上人校合畢

と記して、その年時を明示せるのみならず、而も彼は自ら壽禎なるものと共に校合せるものなる事を述べてゐるのである。よつて今谷大本の奥書により空覺の跋文を校すると、

(1) 先づ惠篤の年齢についていへば、谷大本の奥に見られる文安四年は同じく谷大本の『散善義』第四卷の奥(11)に徵すると、惠篤の三十六歳の時でなければならぬ。尤も『玄義分』第三卷の奥(3)には先の(11)の奥に反して、同じく文安四年を以つて三十四歳と記してゐるのであるが、こゝは明らかに(3)の奥の誤寫なるべく、何となれば『西山三鈔寺傳持次第』『二尊院住持次第』及び前掲の空覺の跋文等によると、惠篤は明應元年八月(三三)八十一歳を以つて入寂してゐるから、これより逆算して文安四年(二二)は師三十六歳と見るのが妥當であるからである。よつて空覺の跋文に「三十有七而攀登於西山之本房云々」とある三十七歳登攀説は、『四帖疏』の『觀門義』に關する限り明らかに誤謬であり、谷大本奥書の三十六歳説に改められなければならない。

(2) 次に空覺の跋文に所謂「命壽觀上人令校正畢」とあるは、谷大本によれば「對壽禎上人校合畢」とある如く、實は惠篤自ら「壽禎」なるものと共に校合せるものなりしことは前述の如くであるが、然しながら谷大本の「壽禎」なるものについては寡聞なる私の未だ聞かざるところであり、而も「觀」の略字は「禎」の書體と甚だ近似してゐるから、或は空覺の記す「壽觀」が正しくして谷大本の「壽禎」は「壽觀」を誤つて寫せるものに非ざるやを思はしむるものがある。現に谷大本の奥書中(1)、(2)、(3)、(4)等には「備中興寺」の「興」の略字を誤つて「中興寺」と寫せ

る點等よりして、更にこの感を深くするものである。然し乍らこゝに訝しいことは、若し斯くの如く谷大本の「壽禎」なる者は事實誤謬にして、却つて空覺の跋文の「壽觀」こそ正當であるとするも、壽觀と惠篤とは餘りにも年齢の距りがありすぎるから、文安四年に果して彼等兩人が共同して『觀門義』の校合事業をなせるや否や甚だ疑はしいといふことである。即ち空覺の所謂「命壽觀上人令校正畢」との「壽觀」とは、その文勢より推すに恐らく惠篤の後輩にして彼と同じく三鈺寺並びに二尊院を兼任せる明岳壽觀上人(三鈺寺第十六世)を指すものと思はれるのであるが、『三鈺寺傳持次第』及び『二尊院住持次第』によると、彼は永正四年(三六七)二月二十九日七十二歳を以つて没してゐるから、これより逆算して彼の生誕は永享乙卯八年(二九六)なるべく、これを應永壬辰十九年(三〇七)に出生して明應壬子元年(三二五)八十一歳の高齡を以つて入寂せるかの惠篤に比すると、壽觀は惠篤より二十四年も後輩なることが知らるゝのである。然るに前述の如く惠篤の上衍院への登攀は文安四年(三〇七)にして、師三十六歳のことであるから、永享七年(二九五)に出生せる壽觀はこの時僅かに十三歳の若輩にすぎざることゝなるのである。よつてこれをいかに見るとも當時十三歳の若冠たる壽觀にしては、『觀門義』の校合等のなされやう筈もなく、況んや當時十三歳の彼にしては「壽禎上人」(谷大本)「壽觀上人」(空覺)の跋(の跋)等と、上人の稱號の附せらるゝ筈もなからう。従つて右の如く空覺の謂ふ「壽觀」が三鈺寺第十六世、二尊院第十四世を兼任せる「壽觀」を指すものたる限り、その所謂「命壽觀上人令校正畢」との記述は明らかに誤謬であるといはねばならない。

斯くて谷大本の奥にいへる「壽禎」なるものはその何人たるや不明であり、假令一步を譲つて「壽禎」は「壽觀」の誤寫ならんとするも、これ亦上述の如く首肯し難いものであつた。果して然らば惠篤は文安四年の末西山三鈺寺にし

て何人と共に校合したものであらうか。今この問題に對しては「壽禎」なるものが明かならざる限り、結局谷大本の奥書に「對壽禎上人校合畢」と云へるものを、そのまゝ肯定してをかなければならないのである。而してこの「壽禎」なるものについては右の奥書より見て、文安四年惠篤三十六歳の當時在世せる西山系の相當の地位にあり、而も惠篤と可成りの交渉をもちしもの、と云ふ以外には何等言を設くるすべもないのであるが、この點に關しては特に識者の御提示をまつものである。

III 又最後に空覺師は惠篤書寫の年時を目して、その跋に「應永正長之比也」(應永元年(三三) 正長元年(三六)と述べてゐるのであるが、これを谷大本各卷の奥書には文安二年、四年、五年(三〇、三二、三三)と明瞭に示してゐるのである。故に兩者の間には約二十年乃至五十年の距離があることゝなるのであるが、これ亦空覺師の誤りなることいふまでもない。何となれば前述の如く惠篤の生誕は應永十九年(三二)のことであつたから、應永元年には未だ生をうけてをらず、又應永の極年三十四年(三八)にはその生歳僅かに十六歳にすぎず、彼はこの年に初めて得度したのであり、(『數善義』第四卷の奥書(II)に文云へるも)隨つてその翌年正長元年には彼の年齢は十七歳にして、入道後僅かに二年に過ぎないことゝなるからである。よつて惠篤の『觀門義』書寫の年時は谷大本の奥に記載せるところの文安二年より同五年(惠篤三十四歳より三十七歳)の間と見なければならぬ。

因に空覺の跋文には惠篤傳寫の場所について、現存せる谷大本の奥書中に見らるゝ外に、備中竹原庄、備前信光寺、野田願福寺、豊原庄岡福寺等を記載してゐるのであるが、思ふにこれらは恐らく谷大本缺漏の部分並びに『具疏』の鈔傳寫の場所を示すものであらう。

『四帖疏觀門義』の成立年時

谷大本の本文中には所々に證空上人の『觀門義』講述の目附及びその場所を記入してゐるから、これによつて吾人は從來空覺の跋文による推定の外には全く不明なりし『觀門義』の成立年時を、稍々詳細に窺ひ得るのである。

而してかゝる『觀門義』講述の日附及び場所は、かの新出の『假名書原本觀念法門觀門義』と大體同様の形式に於いて記載されてゐるのであるが、場合によつては一日に或は數枚の長きに亘り、或は僅かに數句半句のみにしてその講述を終へ、或は又同時日に於いて一方に『序分義』の疏文が講ぜられつゝ、又他方に『定善義』の疏文が並講せられてゐる様な場合もあるのである。又更に空覺の跋文には『觀門義』講述の狀態につき、「此書講談者。從建保癸酉至元仁甲申。不一日而不止」等と云へるに反して、時には可成り長期に亘つてその講述を休むでゐる場合もあるのである。以下この谷大本に記載する日附の指示するまゝに、證空上人の『四帖疏觀門義』講述の年時を究明してゆかふと思ふ。而してこれがために私は便宜上『四帖疏』を玄、序、定、散の各帖に分ち、各帖共に先づ初めにその本文中に記入せる講述の日附及び講述の場所を記し、以つて諸賢の便に供することゝしたい。(括弧内は原文記入の日附及場所のへげ二日(23 b 2 經日)とある、は、西全卷三、二十三) 頁下段二行目、經日の右肩に二日とあるを意味す。

I 玄 義 分

第一卷

五〇〇〇〇
五月廿九日(3 b 1 先釋題名) 五〇〇〇〇
五月卅日六月一日(4 a 1 經者經) 二日(5 b 5 謂今此) 三日(7 a 6 是則聖)
眞一二十十一月四日(現行本になし)

第二卷

四月三日(36 a 13 第二釋名門) 四日(36 b 言佛者) 五日(41 b 17 第三辨釋)

第三卷

六日(46 a 2 標章謂) 七日(48 b 17 次解法) 別本云貞應二年十一月十八日コレヨリ以下西山上人自筆ノ本ニ是ナシ後
リスナハチ上
人ノ自筆ナリ(51 b 10 此門意) 八日(52 a 8 就此門) 別本云ヨレヨリ以下上人自筆ノ本ニナシ後
日ヨク校スレハ別帖トシテコレアリ貞應二年十一月十八日(52 b 4 就此門) 九日(57 b 1 第二郎) 十日(59 a 15 故依大經)

第四卷

十一日(62 a 1 第三重擧) 十二日(64 a 17 不必者) 十三日(68 b 16 次對) 十四日(70 b 16 猶從行門) 十五日(73 b 15 此人依) 十六日(78 b 1 入心想) 十七日(81 b 14 先道理) 十六(八?)日(86 a 1 下品下生) 十九日(90 a 10 問日願) 廿日(93 b 5 斯乃不可)

第五卷 缺

右の口附によると本鈔は現存するところでは建保三年(八七五)五月二十九日、證空上人三十九歳にして講を始め、翌四年四月二十日に至る二ケ年間の講説であると断定する。而して缺卷たる第五卷は恐らく次の『序分義』の始まる建保四年五月二十八日まで講了せるものと想像されるのである。これを前掲の空覺の跋文に徴すると、建保元年五月二十九日の開講と見なければならぬけれども、今敢て本鈔の開講年時を以て建保三年の五月二十九日と見たるは、本鈔第一卷の初めに

五月廿九日 五月卅日

等と、五月を三十日まで記し、この月を以て大の月として示してゐるによれるものにして、即ち五月の大の月は『吾妻鏡』(『續國史大系』(第四卷所收)) によるに、建保年間には三、四、五、六年の外には見當らず、而もこの内四年五年六年の何れかにすると、後の『序分義』『定善義』等の鈔に差支へるからである。

因に上記第一卷の日附の終りに

眞一二十十一月四日

と記せるものは、これを第三卷の日附の中、再度に亘つて見らるゝ(『經論和會』(門)の下)

別本云貞應二年十一月十八日云々

の日附に對應せしむるに、兩者は甚だ近似してゐるから、恐らく前者の「眞」は後者の「貞」の誤寫にして、「貞應二年十一月四日」(一八八二建保三)の意ならんと想はれるのである。果して然らば本鈔はかゝる貞應二年の日附の存する限り、先に論述せる建保三、四年の外に更に七年を経て貞應二年に至り、こゝにいふ「別本」或は「別帖」の形式に於いて再び講述せられたものと見られるのである。

而してかゝる別本については右の第三卷の日附の内に見られる

コレヨリ以下西山上人自筆ノ本ニ是ナシ後日ニヨク校シテ見レハ別ノ帖トシテコレアリ、スナハチ上人ノ自筆ナリ

コレヨリ以下上人自筆ノ本ニナシ後日ヨク校スレハ別帖トシテコレアリ

等、二ヶ所に亘る割註の内容より推すに、こは證空上人自筆のものには相違なく、恐らく惠篤本の底本たる建武元年書

寫の什惠本に、觀一、玄觀の兩本何れかによつて收めてをいたものを、後、文安二年に至り惠篤が備中州中興寺にし
て傳寫し、これを以て更に翌々年の文安四年西山三鈔寺に於いて同寺所藏の派祖自筆本と對校せる際、建保年間講述
の正本觀門義(別本に對してしばらくかくの如く名附ける)には該文が見當らず、惠篤自身奇異に感じて再三再四諸本を涉獵對校せるうちに、
今の派祖自筆の別本を發見して、右の如く細註を施して注意してをいたものではなからうか。而してこの別本が如何
なる性質のものであつたらうかといふ點については不明であるけれども、谷大本所收の別本釋文の一部を見るに、現
行本のそれとも矛盾することなく、現行本よりは餘程簡結に記されてゐる點より見て、或はこは建保年間講述の『觀
門義』の拔萃の意味に於いて、貞應二年に至り再び講述したものでなからうか、(註六) (かゝる別本の文については後の「現行觀
ある。りで) 門義との比較」の項にも更に論及するつ

なほこの『玄義分』の日附の中第三卷の「七日」までは、石黒觀道氏の所藏せられる刻本觀門義にも、後世より加
筆記入せるものが見られるのであるが、谷大本の日附と全く一致してゐる。石黒氏御所持の刻本は、もと光明寺第五
十四世闍空亮大和尚の所持本たりしといふ。

II 序 分 義

第一卷

- 五月廿八日(116 a 1 從此以下) 卅日(116 b 14 次流通) 六月四日(117 a 6 諸師) 六月六日(同 17 次釋) 後六月五日〇〇〇〇
石田房(120 b 12 謂於) 六日(121 a 6 次依) 七日(121 b 5 常雖) 八日(122 a 8 謂韋提) 九日(123 a 3 得此) 十日(124 a 15 次釋)
十一日(同 a 16 初分文) 十二日(125 a 12 次依文) 十三日(125 b 12 二從) 十四日(126 a 2 此中) 十五日

假名書觀門義について(藤原)

同8 非此) 十六日(126 b 4 此則) 十七日(同11或在) 十八日(127 a 12 從如來) 十九日(128 a 5 次別) 廿日(128 b 6 此中) 廿一日(同7以上) 廿二日(同11以上) 廿九日(129 a 1 觀門) 九月三日(129 a 8 三釋) 十月六日(129 a 12 從又) 建保五年十一月一日西(同13 貧求) 二日(129 b 16 道俗) 同日祇蘭(130 a 10 亡身) 三日(同17 若非) 四日(130 b 6 然則) 山ニシテ巳時ニハシム(同13 貧求) 二日(129 b 16 道俗) 房ニシテ(130 a 10 亡身) 三日(同17 若非) 四日(130 b 6 然則) 五日(同17 非各) 六日(131 a 10 下釋) 七日(同17 尊宿大) 八日(131 b 11 內有) 九日(132 a 2 次問答) 十日(同6 答中) 十一日(同16 二此等) 十二日(133 a 5 謂千二百) 十三日(同8 念自) 十五日(133 b 4 今依) 十六日於西山(同16 次問) 十七日於石田出之(134 a 1 次就) 十八日(同8 氣習) 十九日(134 b 5 未聞) 廿日(同11 爲此) 廿一日(同16 次就) 廿二日(135 a 7 宿緣) 廿三日(135 b 7 我曹) 廿四日(136 a 2 又問曰) 廿五日(136 b 2 次解) 廿六日(同10 可有) 廿七日(137 a 3 標德)

第二第三卷 缺

第四卷

八日(180 b 1 六散善) 十日(同10 因斯) 十一日(181 a 2 非直) 十二日(同7 一切) 承久元年五月(同12 明口) 十四日(同17 今所) 十五日(181 b 5 今明) 十六日(同14 如斯) 十七日(182 a 3 父王) 十八日(同12 答前) 十九日(182 b 3 此明) 廿日(同8 亦明) 廿一日(同17 正明) 廿二日(183 a 12 凡惑) 廿三日(183 b 1 安心) 廿四日(同7 未具) 廿五日(同13 此觀門) 廿六日(184 a 2 正明) 廿七日(同9 標指) 廿八日(同13 惣標) 廿九日(祇蘭) 184 b 2 云何) 六月一日(同5 經文) 二日(同9 卽有) 三日(同15 謂上品) 四日(185 a 3 或合) 五日(同8 一切) 六日(同11 云何) 七日(同17 其具足) 八日(185 b 5 如經) 九日(同13 卽有) 十日(同17 以自) 十一日(186 a 4 經於) 十二日(同10 及

- 其) 十三日(同13又父母) 十四日(同16然佛) 十四日(186 b 1 從旦) 十五日(同6 一匙) 十六日(同12三世) 十
 七日(同17孝養) 十八日(187 a 7 次有) 十九日(同14猶師) 廿日(187 b 1 父母) 廿一日(同6 一切) 廿二日(同12
 怒己) 廿三日(同16十惡) 廿四日(188 a 3 己下) 廿五日(同11此明) 廿六日(同17但衆生) 廿七日(188 b 7 依天
 台) 廿八日(同10三歸) 廿九日(同15就此) 卅日(189 a 4 二百) 卅日(同四波羅) 七月一日(同11五百) 二日
 (同15沙彌) 三日(189 b 2 三日) 四日(同8三饒) 五日(同17故名) 六日(190 a 4 少分) 七日(同10此明) 八日(同
 17不可) 九日(190 b 2 從唯) 十日(同7從以) 十一日(191 a 1 又我) 十二日(同6又我) 十三日(同11我發) 十
 四日(同17又言) 十五日(191 b 5 一切) 十六日(同8苦作) 十七日(同11謂印) 十九日(192 a 5 此明) 廿日(同13
 從鏡) 廿一日(同17甘露) 廿二日(192 b 5 大悲) 廿三日(同8其引) 廿四日(同13但能) 廿五日(同17散善) 廿
 六日(193 a 3 七定) 廿七日(同7次明) 廿八日(同13欲開) 廿九日(193 b 1 此乃) 卅日(同6汝好) 八月一日(同
 12但如) 二日(194 a 4 今既) 三日(同7三日) 四日(同10闍在) 五日(同14進道) 六日(同17進道) 七日(194 b
 4 今既) 八日(同12畢竟) 九日(同17清淨) 十日(195 a 6 念念) 十一日(同9正明) 十二日(同14正明) 十三日
 (195 b 1 如來) 十四日(同7如來) 十五日(同13章提) 十六日(同17勸修) 十七日(196 a 6 如來) 十八日(同14衆
 生) 十九日(196 b 4 他方) 廿日(同11況凡夫) 廿一日(197 a 1 自非) 廿二日(同10阿彌陀) 廿三日(同15亦名)
 廿四日(197 b 4 此多) 廿五日(同9由非) 廿六日(同14如來) 廿七日(198 a 1 由起) 廿八日(同9現是) 廿九日
 (同14夫人) 九月一日(198 b 4 若依) 承久元年 九月二日(同8明夫人) 三日(同13如上) 四日(199 a 3 若爾) 五日(同13佛
 若) 六日(同16夫人) 七日(199 b 7 如來) 八日(同17如來) 九日(200 a 3 蠢蠢) 十日(同6此明) 十一日(同10劫
 西山)

者) 十二日(同17劫若) 十三日(200 b 3 自身) 十四日(同10當今) 十五日(同15由前) 十六日(201 a 3 然濁)
 十七日分(同7今略) 十七日(同15八苦) 十八日鳥(同17此五濁) 十九日(201 b 7 若不) 廿日(同10此明) 廿一日
 六日夕(同7今略) 見石田(同17此五濁) 廿二日(202 a 1 又不)

本鈔は右の如く初めと終りを現存するから、その成立年時の考察上甚だ好都合である。即ち右によると『序分義』の『觀門義』は建保四年五月二十八日より講を起し、承久元年九月二十二日を以て講を了れるものと見られるのである。右の第一巻の日附の中頃に

建保五年十一月一日云

とあるものより推せば、一見本鈔は建保五年の五月二十八日起講の如く見られるのであるが、今これを建保四年と見たのは、第一巻の初めに五月を以て大の月として記し、更に又その翌月六月を以て

後六月五日石田房

と、六月に閏を意味する「後」の一語を加へて、これを閏として示してゐるに由れるものである。即ち六月に閏があり、而もその前月五月が大の月たる年は『吾妻鏡』によれば、建保四年の外には見當らないからである。而してその終講年時については、上記第四巻の初めに承久元年五月十三日の日附を明示してをり、それよりつゞいて、六月、七月、八月、九月と殆んど連日講を進めて、最後に九月二十三日を以て終つてゐるから、右の如く承久元年九月二十三日終講と見ざるを得ないのである。

よつて本鈔は當然建保四年(八七〇)五月二十八日より、同五年、六年を経て改元、承久元年(八七五)九月二十二日に至

る前後四ヶ年間の講述と見て差支へなからう。

III 定善義

第一、第二、第三卷 缺

第四卷

- 六日^{〇〇}(²⁵²a 1 七華座) 七日(同6此有) 八日(²⁵²b 2 三佛) 九日(同8見無) 十日(同13二勸發) 十一日(²⁵³a 3 觀法) 十二日(同9急救) 十三日(同15汝持) 十四日(²⁵³b 7 三婆娑) 十五日(同15直以) 十六日(²⁵⁴a 4 器朴) 十七日(同10濁世) 十八日(同13或依) 十九日(同16說是) 廿日(²⁵⁴b 6 此中) 廿一日(同12二彌陀) 廿二日(同16初別) 廿三日(同5此中) 廿四日(同12答意) 廿五日(同16初別) 廿六日(²⁵⁵b 9 此中) 廿七日(同16此六賊) 廿八日(²⁵⁶a 2 三惡) 廿九日(同8若不) 十月一日(同15爲斯) 二日(²⁵⁶b 2 四表) 三日(同7五三尊) 四日(同14六佛身) 五日(²⁵⁷a 3 七佛身) 六日(²⁵⁷b 1 四韋提) 七日(同12斯乃) 八日(同17故言) 九日(²⁵⁸a 5 五領荷) 十日(²⁵⁸b 6 六爲物) 十一日(同10七愍告) 十二日(同14次問答) 十三日(²⁵⁹a 9 答意) 十四日(²⁵⁹b 2 但以) 十五日(同12八明) 十六日(同15次問答) 十七日(²⁶⁰a 3 答意) 十八日(同11云何) 十九日(²⁶⁰b 3 諸行) 廿日(同10發露) 廿一日(同17極生) 廿二日(²⁶¹a 6 又心口) 廿三日(同10次言) 廿四日(²⁶¹b 2 見以) 廿五日(同10善此) 廿六日(²⁶²a 1 正坐) 廿七日(同9徐徐) 廿八日(同13雜色) 廿九日(²⁶²b 1 唯觀) 卅日(同13無間) 十一月一日(同17日夜) 二日(鳥見²⁶³a 7 如失) 三日(同11此定) 四日(²⁶³b 1 謂淨土) 五日(同10今觀門) 六日(同14或可) 七日(²⁶⁴a 3 有二) 八日(同10寶華) 九日(同15此令) 十日(²⁶⁴b 5 既見) 十一日(同13次想)

假名書觀門義について(藤原)

十二日(265 a 3 如是) 十三日(同 8 既得) 十四日(同 14 十一) 十五日(同 12 十二) 十七日(265 a 1 三明) 十八日(同 4 此文) 十九日(同 9 二幢) 廿日(同 13 十四) 廿一日(同 16 二一) 廿二日(266 b 2 五或) 廿三日(同 6 一行) 廿四日(同 10 此華座) 廿五日(同 13 三弘願) 廿六日(同 17 十七) 廿七日(267 a 4 重顯) 廿八日(同 11 十九) 廿九日(同 17 葉間) 卅日(267 b 4 此中) 十二月一日(同 10 八像觀) 三日(同 14 今十六) 三日(同 17 所以) 四日(268 a 3 二明) 五日(同 6 故勸) 六日(同 10 次問答) 八日(268 b 1 次答) 九日(同 6 上悲) 十日(同 13 有緣) 十一日(269 b 法界) 十二日(同 12 三無障) 十三日(同 17 正由) 十四日(269 b 9 言身) 十五日(同 17 謂衆生) 十六日(270 a 4 若想) 十七日(同 10 三正) 十八日(同 10 是心) 十七日(同 10 三正) 還向シテ於石田房書繼之(270 b 4 然適) 六日(同 10 是心) 七日(同 14 佛像) 八日(271 a 1 佛相) 九日(同 6 如來) 十日(同 10 依自) 十一日(同 15 心能) 十二日(271 b 3 離此) 十三日(同 10 諸佛) 十四日(同 13 煩惱) 十五日(同 16 但能) 十六日(272 a 3 或有) 十七日(同 9 自性) 十八日(同 13 故言) 十九日(同 17 既言) 廿日(272 b 7 豈有) 廿一日(同 9 然法身) 廿二日(同 13 法身) 廿三日(273 a 4 又今) 廿四日(同 9 住心) 廿五日(湯山) 廿六日(同 12 如來) 廿七日(273 b 2 何況) 廿八日(同 12 四如) 廿九日(同 16 五牒) 四月一日(274 a 3 六辨) 一二日(同 6 眼之) 三日(同 10 見一) 四日(同 13 二既) 五日(274 b 1 三想) 六日(同 4 又觀) 七日(同 7 從頂) 八日(同 11 又抽) 九日(同 1 寶池) 九日(同 7 若欲) 十日(河尻) 十一日(同 13 八成) 十二日(275 b 1 九結) 十三日(西山) 十四日(同 6 十因) 十五日(同 13 既見) 十六日(同 17 十二)

第五卷

九月廿三日(276 b 1 第九) 廿四日(同 6 第二) 廿五日(同 12 可定) 廿六日(277 a 3 第四) 廿七日(同 6 此文) 廿

- 八日(同11光益) 三日(278 a 2口常) 八日(278 b 13二近縁) 十日(279 a 9命欲) 十一日(同14一就) 十二日(279 b 3二就) 十七日(280 b 3非比) 十八日(同9故云) 十九日(同14處處) 廿一日(281 a 4唯明) 廿二日(同9其中)
- 廿六日(282 b 3又十方) 廿七日(同11此中) 廿八日(同17唯標) 卅日(283 a 11六結) 十一月一日(同15輒欲) 二日(283 b 7此想念) 三日(同11此有) 四日(同16二以) 五日(284 a 16九捨) 六日(284 b 7十結) 八日(同13二專)
- 九月(十一月?) 八日夜石田(285 a 1三明) 九日西山(286 a 7別文段) 十日(同12二惣) 十一日(同16先身) 十二日(286 b 5二身) 十三日(同11三肉) 十四日(287 a 1五化) 十五日(同8三天) 十六日(同12四面) 十八日(287 b 3毫相) 十九日(同6三光) 廿日(同13此中) 廿一日(288 a 3六身服) 廿二日(同6七手) 廿三日(同11此文段) 廿四日(同14此畫) 廿五日(288 b 2五光) 廿八日(同15其故) 廿九日(289 b 3十師) 十二月一日(289 b 2十三) 二日(同5十四) 三日(同10不遇) 四日(同12十五) 五日(290 a 1觀音) 六日(同6隨機) 七日(同11十一) 八日(同15二辨) 九日(290 b 3二身) 十一日(同7五毫) 十二日(同11互顯) 十三日(291 a 1二光) 十四日(同4四化)
- 十六日(同14宿業) 十六日(291 b 3往昔) 七日分書立(同見諸佛) 十九日(同14故云) 廿日(292 a 5八名) 廿一日(292 b 8六肉) 廿二日(同15此文) 廿三日(293 a 7四所) 廿四日(293 b 6般舟讚) 廿五日(同12此七) 廿六日(294 a 1五彌) 廿七日志貴山(同6六) 廿八日(同12但受) 三日(295 b 4若不) 四日(同9更就) 五日(同15十辨) 六日(296 a 1十一) 七日(同5十二) 八日(同10十三)

第六卷 缺

本鈔は前の『序分義』と反對にその初めと終りを缺くを以つて甚だしく不便を感じるものであるが、現存せる第四

假名書觀門義について(藤原)

卷(華座觀)第五卷(眞身、觀音、勢至觀)のみについて論ずると、第四卷の中頃に

承久二年三月五日

の日附があるからこれを根據として前後を推すと、現存四、五卷は承久元年(八七九)九月六日に華座觀に入講し翌年承久三年(八八一)一月八日には勢至觀を講了せるものと見られるのである。故にこれよりすれば缺佚せる前三卷は少くとも承久元年九月五日以前でなければならぬ。

然るにこゝに注意すべきはかの證空上人の仁和寺經藏に於ける『般若讚』發見の事實である。即ち該事實は『西山上人傳報恩鈔』(2V14P)によれば建保五年六月のことであるが、(或は靜遍の發見か。何れにしても建保五年のこと)『續選擇文義要抄』(五右參照)今『定善義觀門義』の中『般若讚』の最初に引用せられたる箇所を檢するに、その第二卷(西全第二卷二二七頁下段五行目)に見らるゝから、その著講年時は未だ不詳なれども、これよりして本鈔の説時を建保五年六月の頃にまで遡らしむることが出来る。(上杉前教授の論文「西山證空上人の著書について」參照『佛教研究』第二卷第四號五〇頁)而して又後の一卷は現存第四卷の日附よりして、承久三年一月九日以後の講説たるべく、前後共に夫々『序分義』『散善義』と同日に並び講ぜられたるものとみられるのである。随つて『定善義』のみ單獨に講ぜられたるは、一ヶ所として存せざることゝなるけれども、上述の如き確たる證據をもち、而も斯く見るによつてその文中記入の日附が『吾妻鏡』とよく一致するから、如上の如く斷ぜざるを得ないのである。

IV 散善義

第一卷

三月廿七日始之(311 a 1 從此) 廿八日(312 a 13 第三) 廿九日(314 a 3 言九品) 卅日(316 b 1 今此) 二日(318 b 2 一者) 四月一日(320 a 15 又眞實)

第二卷

三日(325 b 1 散善) 承久二年四月十七日。於善案書之。 (329 b 又深心) 十八日(330 a 9 永除) 十九日(330 b 1 就之) 廿日(同12 重重) 廿一日(331 a 11 云何) 廿二日(331 b 9 依之) 廿三日(332 a 5 雖將) 廿四日(332 b 2 說彼) 廿五日(同11 又說) 廿六日(333 a 4 今說) 廿七日(同14 縱使) 廿八日(333 b 10 豎舉) 廿九日(334 a 2 何以) 卅日(同14 若一) 五月一日(334 b 1 毀替) 二日(同11 畢此) 三日(同16 厭婆娑) 四日(335 a 4 此中) 五日(同11 何以) 六日(335 b 3 又置) 七日(同12 若一) 八日(336 a 1 一一) 九日(同5 此是) 十日(分九日) (同10 何以) 十日(祇蘭) (336 b 2 一佛) 十一日(同6 隨順) 十二日(同11 以此) 十三日(同16 縱令) 十四日(337 a 8 何以) 十五日(同13 又勸) 十六日(337 b 3 次下) 十七日(同7 此中) 十八日(同12 指讚) 十九日(同13 又十方) 廿日(同9 一切) 廿一日(同13 不問) 廿二日(338 b 6 釋彼) 廿三日(同14 但能) 廿四日(339 a 2 是故) 廿五日(同13 次就行) 廿六日(339 b 3 縱修) 廿七日(同7 行) 廿八日(同16 讀誦) 廿九日(340 a 7 觀察) 六月一日(同12 若禮) 二日(同12 除此) 三日(同6 若讚) 四日(同13 又就) 五日(341 a 2 一者) 六日(同14 是名) 七日(341 b 5 若依) 八日(同12 除此) 九日(342 a 2 若修) 十日(同9 廻向) 十一日(同12 今就) 十二日(同16 故名)

第三卷 缺

第四卷

假名書觀門義について(藤原)

- 四日(366 b 1 次上品) 五日(同7 二第六) 六日(同13 此文) 七日(367 a 7 二善) 八日(同15 此中) 九日(367 b 3 凡聖) 十日(同6 明者) 十一日(同14 若望) 十二日(368 a 2 雖聞) 十三日(同6 三深) 十四日(同12 若生) 十五日(同16 世間) 十六日(368 b 5 此即) 十七日(同9 四廻) 十八日(同12 大段) 十九日(同16 二彌陀) 廿日(369 a 3 四佛) 廿一日(同9 五佛) 廿二日(同13 我來) 廿三日(同17 四第) 廿四日(369 b 5 一彌陀) 廿五日(同11 五到) 廿六日(370 a 2 行劣) 廿七日(同8 天上) 廿八日(同12 此有) 廿九日(同17 三所) 卅日(同14 五逕) 十二月一日(371 a 2 此間) 二日(同5 七他方) 三日(同10 此有) 四日(同14 五一) 五日(371 b 2 次上品) 六日(同6 此品) 七日(同10 或信) 八日(372 a 2 又雖) 九日(同10 觀門) 十日(372 b 1 若深) 十一日(同6 二信) 十二日(同12 縱使) 十三日(373 a 2 三巳) 十四日(同7 唯發) 十五日(同14 濁世) 十六日(373 b 4 三第) 十七日(同7 四第) 十八日(同13 二彌) 十九日(同17 三化) 廿日(374 a 3 授手) 廿一日(現行本なし) 廿二日(同6 四聖) 廿三日(同8 六行) 廿四日(同14 七既) 廿五日(374 b 3 第六) 廿六日(同10 七合) 廿七日(同13 八惣結) 廿八日(375 a 1 次以) 廿九日(同7 唯淨) 正月一日(同11 就行) 二日(同16 五門) 三日(375 b 7 一) 四日(同11 畢命) 五日(同16 慶哉) 六日(同7 唯淨) 御陵湯室房(同11 就行) 七日(同16 一惣) 八日(376 b 5 二辨) 九日(同10 三第) 十日(雨降) 十一日(377 a 5 四雖) 十二日(同7 設有) 十二日(夕長谷寺) 十三日(同16 此即) 十三日(同10 三第) 十日(雨降) 十一日(377 a 5 四雖) 十二日(同7 設有) 十三日(夕長谷寺) 十四日(同12 此時) 十五日(最) 十六日(378 a 7 二彌陀) 十七日(同15 三佛) 十八日(同17 去住) 十九日(同9 王官) 廿日(同14 汝) 廿一日(同17 去住) 廿二日(379 a 6 五行) 廿三日(同11 六第) 廿四日(同16 七華) 廿五日(379 b 4 二法) 廿六日(378 a 2 八解脫) 廿七日(同10 八惣結) 廿八日(同15 三明) 廿九日(同14 次中品) 三十日(同11 是則)

(380 b 5 然一) 三日(同9 若一) 四日(同15 此文) 五日(381 a 3 一受持) 六日(同9 戒律) 七日(同15 乃至) 八日(381 b 3 三廻) 九日(同7 四第) 十日(同13 二彌陀) 十一日(382 a 2 三佛) 十二日(同4 四比丘) 十三日(同15 七既) 十四日(同16 八華) 十五日祇蘭(382 b 3 六第) 十六日(同7 二合) 十七日(同15 次中品) 十八日(383 a 3 二第) 十九日(同8 此有) 廿日(同13 三此) 廿一日(同17 不簡) 廿二日(383 b 4 又自他) 廿三日(同9 四此) 廿四日(同16 三第) 廿五日(384 a 8 四第) 廿六日(同13 五第) 廿七日(384 b 6 般舟) 廿八日(同13 三逕) 廿九日(同17 七愆) 廿九日(385 a 2 次讚) 卅日(同10 此中) 三月一日(同13 直到)

第五卷 缺

第六卷

承久三年六月六日(402 a 1 四釋) 七日(同5 王宮) 八日(同10 依經) 九日西山(同13 答前) 十日(402 b 4 四正) 十一日(同10 別限) 十二日(同16 三重) 十三日(403 a 5 五正) 十四日(同10 二能) 十五日(同13 三若) 十六日(403 b 6 上々華) 十六日分(同11 蔡華) 十八日祇蘭(同15 四明) 十九日(404 a 2 入諸佛) 廿日(同6 到彼) 廿一日(同9 六付屬) 廿二日(同17 流通) 廿三日(404 a 3 上來) 廿四日(同8 望佛) 廿五日(405 a 1 七能) 廿六日(同7 聞所) 廿七日(同14 遇滄) 廿八日(405 b 1 五耆闍) 廿九日(同14 二耆闍) 八月(七月?) 一日(406 a 5 初從) 二日(同8 上來) 三日(406 b 1 故雖) 四日(同3 竊以) 五日(同7 此真實) 六日(同13 欲使) 七日(407 a 3 轉變) 八日(同14 王宮) 九日(同17 於是) 十日(407 6 於時) 十一日(同13 敬白) 十二日(408 a 1 智識) 十三日(同7 佛教) 十四日(同12 盡虛空) 十五日(同16 觀音) 十六日(408 3 三世) 十七日(同10 於佛) 十八日(同14 別) 十九日(409 a 1 如上)

假名書觀門義について(藤原)

廿日(同6中有) 廿一日(同11淨土) 廿二日(同13此一人) 廿三日(409 b 1更不) 廿四日(同7復更) 廿五日(同14初夜) 廿六日(410 a 1誠心) 廿七日(同8道邊) 廿八日(同12師當) 廿九日(410 b 6和尙) 八月一日(同11畢命) 二日(411 a 1第二) 三日(同4第三) 四日(同10上來) 五日(同15不爲) 六日(411 b 5謹以) 七日(同9願使) 八日(同14以此) 九日(412 a 2發菩) 十日(同4慈心) 十一日(同9菩提) 十二日(同14同歸) 十三日(412 b 1此義)

右の第一卷には最初に「三月二十七日」の日附を出してゐるのであるが、然るにこの三月は三十日まで記されて、即ち大の月として示されてゐるから、これを第二卷の初めに出づる。

承久二年四月十七日

の日附に準じて、承久二年の三月とすると、同年三月は小の月にして大の月にあらず、三月の大の年はその前年即ち承久元年か、或は前々年建保六年の外近くに見られないのである。然るに今これを右の兩年の内建保六年三月とすると、餘りにも前の『序分義』『定善義』等の鈔と重複し、而も亦次の第二卷の講述と距りすぎることゝなるから、本鈔は結局承久元年三月二十七日の着講と見るのが妥當であらう。又第六卷には「八月一日」の日附を連續して二回に互つて記してゐるのであるが、この内前の八月一日は恐らく七月一日の誤字なるべく、何となれば承久三年の間は十月にして八月ではなく、又これを七月と見ることによつて、前後の接續、月の大小もよく『吾妻鏡』と一致するからである。よつて『散善義觀門義』の講述は承久元年(二八五)三月二十七日より、同三年(二八六)八月十三日に至るものと見られるのである。

以上各帖に互つて長々とその成立年時を考究し來つたことであるが、今これを總括すると、

- I 『玄義分』 建保三年五月二十九日——同四年四月二十日……(一八五——一八六……)
- II 『序分義』 建保四年五月二十八日——承久元年九月二十二日……(一八六——一八九……)
- III 『定善義』 ……建保五年六月?——承久三年一月八日……(一八七——一八八……)
- IV 『散善義』 承久元年三月二十七日——承久三年八月十三日(一八九——一八〇)
- となり、結局谷大本に見らるゝところよりせば『觀經疏』の『觀門義』は
 建保三年五月二十九日より承久三年八月十三日に至る前後七年間(一八七五——一八八一
 證空三十九才——四十五才)
 に成立せることが確かめられるのである。これを空覺の跋文に徴すると、彼は『觀門義』四十餘卷を以て建保元年(一八五)より元仁元年(一八四)に至る前後十二ヶ年間の講説としてゐるのであるが、上來の所論によつてこの内『觀經疏觀門義』全二十一卷のみは、建保三年(一八五)より承久三年(一八八)に至る前後七ヶ年間の講説であることが明瞭となつた。
- 然るにこゝに注意すべきはこの『四帖疏觀門義』と、新出の『觀念法門』『往生禮讚』並びに石黒觀道氏の御所藏にかゝる『般舟讚』等の假名書觀門義との説時の關係である。即ち今この四者を對檢するに
- I 四帖疏 建保三年五月二十九日より承久三年八月十三日に至る(一八七、三十九歲——一八八)
- II 觀念法門 承久三年八月十四日より貞應元年八月二十九日(一八二——一八三)
- III 般舟讚 貞應元年八月二十九日より貞應二年六月六日(現存上卷の最後の日附による)……? (一八三——一八三……?)
- IV 往生禮讚 貞應三年四月二十六日より嘉祿二年五月十五日に至る(一八四——一八六、五十歲)
- 等となつてゐるから、右四書の講説年時の連絡上より見て、『觀經疏』四帖の講筵を了へたる證空上人は、休む遑もなく

直ちに『具疏』に著講して、『觀念法門』『般舟讚』『往生禮讚』等と順次に夫々講述しゆけるものと思はれる。よつて恐らく彼は『觀門義』全四十餘卷の内、先づ『觀經疏玄義分』より著講し、ついで『序』『定』『散』『觀』『舟』『禮』『讚』の順序を経て講説しゆけるものと見て大過なからう。果して然らば『觀門義』四十餘卷の講緒は、『觀經疏玄義分』の鈔着講の日、即ち建保三年五月二十九日と見らるべく、こゝに於いて空覺の所謂「此書講談者。從建保癸酉至元仁甲申云云」との建保元年始講説は、今の建保三年乙亥説に改められねばなるまい。而してその終講年時元仁元年説についても、上掲IVの『往生禮讚觀門義』の講述年時が、貞應三年より始まり元仁元年を経て、嘉録二年にまで至つてゐるものを見すれば、これ亦空覺の謬りなること論ずるまでもなからう。

斯くて吾人は從來模糊として不明瞭なりし『觀門義』の成立年時を確かめ得たことであるが、これによつて上人一代の教學に於ける本鈔一部の地位をも明らかにすることを得たのである。（『淨土希聞鈔』一〇二〇丁參照）

因に跋文の「不一日而止乃終畫講説通夜記得」とあるものも、上述の如く所々に可成り長期に亙る缺講があり、又その講述も短きは數句半句を以て終つてゐるから、これを以て直ちに「終畫講説」とも、「不一日而止」とも見做し難く、空覺の筆の修辭に過ぎぬと見なければならぬ。

現行觀門義との比較

現行の『四帖疏觀門義』と比較するに、上述せる「谷大本の現型」の項に論ぜるものゝ外に、なほ二三の同異出沒が見受けられる。今その代表的なるものを順次に擧げると

I 先づ現行本には見られざる次の如き二文がある。

(1)『玄義分』歸三寶偈の「我等愚痴身曠劫來流轉乃至往生安樂國」に至る疏文が再度鈔釋せられてゐる。

即ち谷大本には現行本と同文なる「十四行偈」の釋文が終り、(現行本西全二三頁下段)續いて直下に「我等愚痴身」以下の疏文が、再び簡單ではあるが約二葉に亙つて鈔釋せられてゐるのである。然るにこはその前後の脈絡甚だ通ぜざるものがあつて、實に奇異に感ずるところであるが、その文中には前項の初めに論述した「眞一」十一月四日(貞應二年十一月四日)の意ならんこと前述の如し)の日附があるから、これ恐らく前述の貞應年間の「別本」の一部がこゝに讒入せるものであらうと想像せられる。

(2)『玄義分』歸三寶偈の次に出ずる『標目』『七祖聖教本』二丁右「此觀經一部」之内先作七門料簡」以下の釋の釋文を載せてゐる。

即ち谷大本には上の(1)に論ぜる貞應年間の別本の一部ならんかと想像される釋文の次に、(谷大本『玄義分』第一卷の奥書の前)「玄上人自筆御本ハ此所ヨリニニテ有ナリ」と冒頭して、一葉半に亙り該標目の釋文を記載してゐるのであるが、こは前掲の『玄義分』第一卷の奥書に見ゆる什恵が、建武元年五月玄觀・觀一兩本對校の際「觀一本」になく「玄觀本」にのみ、右標目の釋より『玄義分第二卷』として記せしものを、こゝに別紙として『玄義分』第一卷の最終に載せたものであらう。而してその内容は『他筆鈔』の該鈔文とも矛盾しないから同じく證空上人の釋義と見做さるべく、或はこれ亦前述貞應年間の別本中の一部ならんかと想像されるのである。

因に又谷大本『玄義分』第一卷の奥書の終りに、「或云 玄五 序八 定十 散七 觀六 禮八 舟七 五十一」(前)等と記すものは、これ亦現行本に見られざるところであるが、或はこは前來問題にし來れる「別本」の卷數を示すも

のではなからうか。而してこゝに見ゆる卷数が現行本並びに谷大本のそれと異なる點は、特に一考に値する問題であると思ふ。兎もあれこゝに『法事讚觀門義』の名の見られざるは注意を要すべく、即ちこは該鈔が餘程以前から既に散佚せる事實を示すものと思はれるのであるが、更に進んでこのことは『事讚』の鈔の初めより存せざりしことを意味するものではなからうか。然しながらこは餘りにも穿ちすぎた臆説であらうか。

II 次に又現行本に闕漏せる『玄義分序題門』の「依心起於勝行」以下後半分の釋文(西山全書三一頁下段一三六頁上段)は、同じく谷大本

にも缺けてをり、これを前掲の谷大本各卷の奥書に徴すると、文安四年惠篤の對校せる西山三鈔寺所藏の證空上人の自筆本にも缺けてゐたものと見なければならぬ。何れにもせよ此の部分の闕略せることは最も遺憾なことである。

III 最後に前の『四帖疏觀門義の成立年時』の頂に於て紹介せる、『玄義分』第三卷『經論和會門』の鈔文中、二ヶ所に互る「別本云貞應二年云云」の別本の文は、現行本にも同じく讒入してゐるのである。(西山全、第三卷五一頁下段十行目及び五二頁下段四行目)而して

この中後の一ヶ所は現行本にも谷大本に於ける如く、その初めに「別本云」と注意を與へてをれどもその終りを示さず、又前の一ヶ所はその始終共に何等の注意區別を施してゐないから、一見同一釋文の重複せるもの、如き感を懷かせてゐるのである。然るに今この谷大本によつて現行本を校すると、次の如く訂正されねばならぬ。

即ち先づ初めに現行本西山全書五十一頁下段十行目「此門意云云」より以下、五十二頁上段八行目「令ト云カ除ニ凡夫疑情也」までは、谷大本の所謂「別本」にして、又次に同頁下段四行目「別本云云」より以下、五十四頁六行目「仁王經意云云」に至るまでは、これ復谷大本に「別本」として取扱ふところである。尤も斯くの如く正本・別本・正本・別本・正本の文が、交互に順序を追ふて叙せられてゐることは現行本も谷大本と同一であるが、たゞ現行本には「別

本云」の注意が一ヶ所のみであり、而もその終りを示してゐないから、從來讀者の奇異に感じてゐたところであるが、これによつて谷大本の指示するまゝに別本の釋文を除き、前後を直接せしめて見ると、何等の不便も感ぜず繁冗の嫌ひもなく、全く簡直な叙述となるのである。

以上の外假名遣ひに於いて往々相違を見る以外には、大體に於いて大差なきものと云つてよい。故にこゝに於いては空覺師の苦心と、その所謂

空覺誓曰。巧取捨一字一點。加添削。牽強附會而。設自己之理義。則勞而無功。却受祖師之責。失二世悉地矣。

との跋文に示されたる惠篤本に對する彼の態度は充分實はるべきも、漢文改體の際に伴ふ無理が禍して本鈔の原型和文のもつ妙味は失はれ、延ひて又用語の意味を暗澁ならしむる結果を招來せる事實は否めないところである。

因に谷大本『玄義分』第二卷「第二釋名門」の標舉の下に「菊本是ヨリ三ナリ」と註してをり、恐らくこは什惠、惠篤兩師何れかの對校せる諸本中の卷別を示すものであらうが、「菊本」とは一體何人の手寫本を指すものであらうか。この點についても識者の御教示を俟つものである。

又谷大本『散善義』第六卷の終りには「是ヨリハ別ノ事也」と冒頭して、四枚に互つて本文と別個の斷片的記錄、諸經論の抄出を載せ、又『同』第二卷の扉にも『三昧秘口決』『慈覺大師蘇悉地經疏』等の抄出を載せてゐるが、こは(註七)

一體證空上人自筆の『觀門義』と如何なる關係にあるものか諒解に苦しむところである。然しながらこれについては更に後日に俟つこととする。

最後に本鈔中に出づる證空上人の行化講席の場所を記して参考に資すると、空覺の跋文中に見ゆる三十餘箇所の内、

石田房 西山 祇園 鳥見 南殿 富小坂 湯山 善峯 綾小路 御陵僧房 御陵湯室房 長谷寺 富
等十餘ヶ所が見られる。

む す び

上來各觀點より谷大所藏の『假名書四帖疏觀門義』について所見の一端を述べ來つたことであるが、何分にも本鈔は不完本であり、且つこれを傍證する資料に乏きたため、明確に斷定し得ざるは遺憾であるが、これによつて吾人は西山上人の『觀門義』の原型を偲び得ると共に、又現行せる空覺鏤刻の『漢文體觀門義』の底本に接し得たることのみにも、限りなき慶びを感じるものである。

以上極めて誤謬多からんこと、思ふ。先輩諸賢の御叱正を仰ぐ。

(十二、十一、十五稿了)

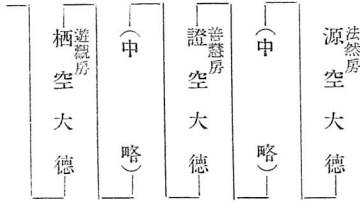
附記 本稿に關しては恩師安井教授、西山専門學校教授石黒觀道先生、並びに禪林寺派稻垣眞哲氏の御高示にまつところが多い。

こゝに記して厚くお禮を申し上げる。

〔註一〕 空覺の跋文中、こゝに必要なところを抄出すると、

「祖師製書四十餘卷。名觀門要義。中假書假名字。述其理。於此慈雲山開基沙門某。空覺一拜。此書於小倉山。讀之不
知。手舞足踏。既味無飽。此處草行露宿而下。惟三載眼不窺園。既揮毫四時。眩不離机。啜血自盟。繕寫之。其功果
成。所畜之本。爲我雙林祕書。而不出闕。然予今年類齡及三六旬。桑榆景迫。日薄西山。露命危淺而朝不圖夕。初覺
無常速。此以寬乙酉臘月。換假名字。翻漢字。而欲授予門人。明年仲春庚戌採毫欲爲漢字。初闕之請。祖師之照監。

假名書觀門義について(藤原)



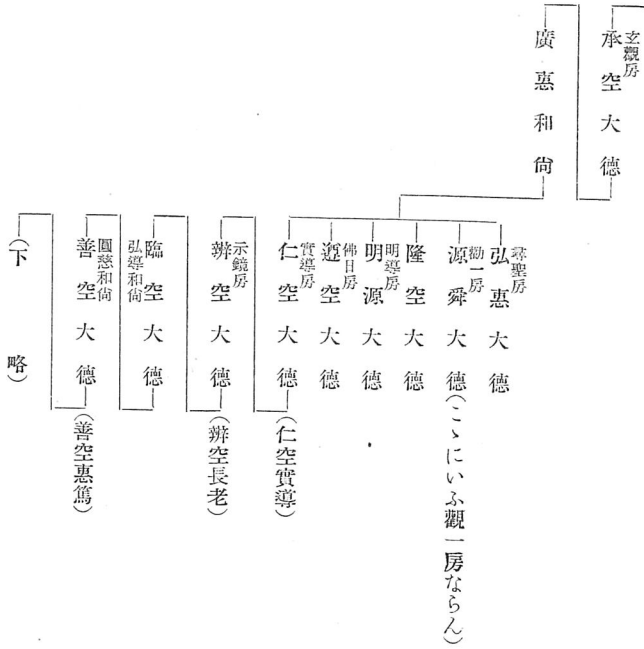
小子樗材而愚魯。甚取此書。改漢字。可誤太多矣。所希冥々中。請幽譴。曰。爲假眞乎爲乎。非蛙管見。測蠡小智。不足責者也。終無應惑。故譯漢字。唯機健而其功成。於此數輩之門流。割之板。備不朽。而請傳後世。遂不得止而鏤梓行世。若讀此書者。以文不害意。不責才之拙。不正文之格法。取意味深長。立宗門義。則雖經萬々才。嗣法無窮。親疎同證。靈覺必矣。下略

以つて『觀門義』改體の緣由を窺ふに充分である。

〔註二〕『西山學報』第六號六一頁參照。

〔註三〕什惠なるものについては『三鈔寺傳持次第』に「第十一世昭惠上人」と記し、これが略傳を、すぐ下に「什空號=厓門院正月十三入滅」と載せてゐるのであるが、恐らく「什空」の什と「照惠」の惠とを以て什惠とあらはせるものならんと思はれる。(雜誌『禪林』第廿三卷第一號參照)

〔註四〕觀一房源舜については、珍養の『圓頓戒廣血脈』(望月信亨師著『淨土教の研究』(679)「再び圓頓戒の系統について」に引用す)に次の如く載せてゐる。



右の系譜に見られる勳一房源舜が今の勳一房と同一人なることは、こゝに列れる他の人名との關係を見れば明らかである。

この點については特に禪林寺派稻垣眞哲氏の御懇示によつた、こゝに記して謝意を表する。

〔註五〕

惠篤及び壽觀については『西山三鈔寺傳持次第』並びに『二尊院住持次第』によるに、前者には

開山源山上人

二世觀性法橋

三世慈鎮和尚

第四世善惠上人

(中略)

第十四世惠篤上人

善空號^三辨善院、寛正三西山入院、于時俗壽五十二、同四月授職、執行十三日胎、十四日金、十五日夜兩壇、明應元^壬子八月九日午尅入滅、^{八十一}歲(中略)圓慈和尚^{諡號}(下略)

第十五世尚上人

實空

第十六世壽觀上人

敬空、永正四年二月廿九日入滅、七十二於東山授職、御執行道號明岳

(下略)

等と惠篤を十四世、壽觀を十六世として列ね、後者には、

開山法然上人

第二法蓮上人

(中略)

第十三惠篤上人

空號^ハ善空諡號^ハ圓慈和尚後土御門院國師參詣寺住明應元^壬子八月九日午尅入滅、^{八十一}歲伏見般舟院開山

假名書觀門義について(藤原)

第十四壽觀上人——敬空道號明岳永正四二月廿九日入滅般舟院參鉛寺兼住

—(下) 略—

と惠篤を十三世、壽觀を十四世として列ね、復彼等は同じく伏見般舟院をも兼住してゐたのである。

〔註六〕 かの禪林寺派稻垣貞哲氏もその「假名書觀内義について」なる論文(雜誌『禪林』(昭和十年二月號)に於て、この點につき論述してゐられるのであるが、その理由は兎も角結論に、

「一反講述せられたものを貞應二年頃其日付に應じて更に校正せられたものとも窺はれる。云云」とあるものには賛意を表するものである。

〔註七〕

かゝる別個の文ほかの『觀念法門』及び『往生禮讚』の假名鈔にも見られるところであるが、この内『禮讚』のそれは、今の文と近似して特に天臺關係のものを多く載せてゐり、而も、場合によつては「御本云」と附して、原本に出でたるものを、そのまま轉寫したる如くに記してゐるのである。よつて、今の『四帖疏』のそれも、證空師の自筆本と全然無關係にして、後人の附加にすぎないとのみ見るわけにはゆかぬものがある。果して證空師自筆のものとするれば、これらの抄文は師の思想背景を物語る有力なる資料と思はれるが如何であらうか。